

～津市空き家情報バンク利用物件に係る補助金制度について～

この制度は、津市空き家情報バンクを利用して空き家を購入された方で、購入した空き家の改修工事にかかった費用の一部に対して補助が受けられるものです。

補助金には2種類あり、それぞれ対象となる改修工事と補助金の額が異なります。

●津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金

【対象となる改修工事】

浴室、トイレ、炊事場等の水回り以外の部分

【補助金の額】

浴室、トイレ、炊事場等の水回り以外の部分に係る改修工事費用の3分の1
(上限額：100万円)

※改修工事費用の3分の1の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額

●津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金

【対象となる改修工事】

浴室、トイレ、炊事場等の水回り部

【補助金の額】

浴室、トイレ、炊事場等の水回り部に係る改修工事費用の2分の1
(上限額：50万円)

※改修工事費用の2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額

※改修箇所を明確にさせていただくことで、両方の補助金交付を受けることができます。

※各補助金の交付は1物件につき1回限りです。

※各補助金の交付申請の受付は先着順です。

※各補助金は予算で定める範囲以内において交付されます。交付申請額が予算の範囲を満たした場合は、その時点で交付申請受付を終了します。

※補助金交付は当該物件に10年以上定住、又は二地域居住することが条件です。

※補助金の交付申請は物件購入後から1年以内に行う必要があります。

<補助金の交付について>

- 1 改修工事について事前協議が必要です。
- 2 事前協議後、改修工事着工の1か月前に交付申請を行ってください。
- 3 交付決定後、改修工事に着手していただきます。
- 4 改修工事完了後、30日以内に実績報告書を提出してください。

※改修工事は申請年度（1年度＝4/1～3/31）内に完了しなければなりません。

- 5 現場確認後、補助金の確定を通知しますので、請求を行ってください。
- 6 補助金は、請求時指定口座に振り込みます。

～補助金交付の流れ～

事前協議

- ・ 補助金申請書を提出する前に、事前協議が必要です。
- ・ 補助金申請前に、空き家情報バンク利用物件改修計画について、事前協議を行ってください。

補助金申請【補助金交付申請書（第1号様式）】

- ・ 協議後、交付申請をしてください。

補助金の交付決定

- ・ 書類審査後、市から補助金の交付決定通知をします。

工事着工

- ・ 交付決定以降、工事に着手してください。

（工事の変更）【変更承認申請書（様式2号様式）】

- ・ 当初申請に変更が生じたときは、変更申請をしてください。
- ※当初補助金申請に変更がない場合は、不要です。

（補助金の変更交付決定）

- ・ 書類審査後、市から補助金の変更交付決定通知をします。

実績報告【実績報告書（第6号様式）】

- ・ 工事が完了したときに、実績報告を提出してください。
- ※工事は補助金交付申請年度内に必ず完了させてください。

完了確認

- ・ 実績報告後、現場を確認させていただきます。

補助金の確定

- ・ 市から補助金の確定の通知をします。

請求【請求書】

- ・ 確定した補助金の請求をしてください。

補助金の支払い

- ・ 補助金を指定口座へ振り込みます。

補助金交付申請等の記入に係る注意事項

1 申請書について

- (1) 申請書は、改修工事に着手する 1 か月前までに提出してください。
- (2) 申請者は、空き家の購入に係る売買契約者の氏名で申請してください。

2 実績報告について

- (1) 改修工事施工（施工前、施工中、施工後）写真が必要ですので、ご注意ください。
※3 種類の写真が必要です。工事箇所と様子が分かる写真を提出してください。
- (2) 収支決算書は、申請書と整合させてください。

3 請求書について

- (1) 氏名にフリガナを記入してください。
- (2) 代理受領はできません。

4 その他

- (1) 提出書類の文字訂正等については、訂正印で行ってください。ただし、交付申請額の訂正はできませんので、交付申請額に誤りがあった場合は書き直して提出してください。
- (2) その他、「津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金」及び「津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金」について詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒515-3421

三重県津市美杉町八知5580-2

津市美杉総合支所地域振興課

電話：059-272-8082